

台東区介護・障害福祉サービス等人材採用活動経費助成事業

台東区内に主たる事務所を有する介護・障害福祉サービス等事業者が行う、採用活動経費に係る費用の一部を助成します。

各項目上限
40万円
(助成率10/10)

最大 160万円

■ 補助対象概要

■ 助成対象者 次のすべてに該当する、台東区内に主たる事務所を有する介護・障害福祉サービス等事業者

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づくサービスのうち、別紙の対象サービスを提供する事業所を区内で有すること。

(2) 助成金の交付を申請した日時点で、上記対象サービスを提供し、かつ、引き続き当該事業所を運営する見込みであること。

(3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業所を運営する者でないこと。

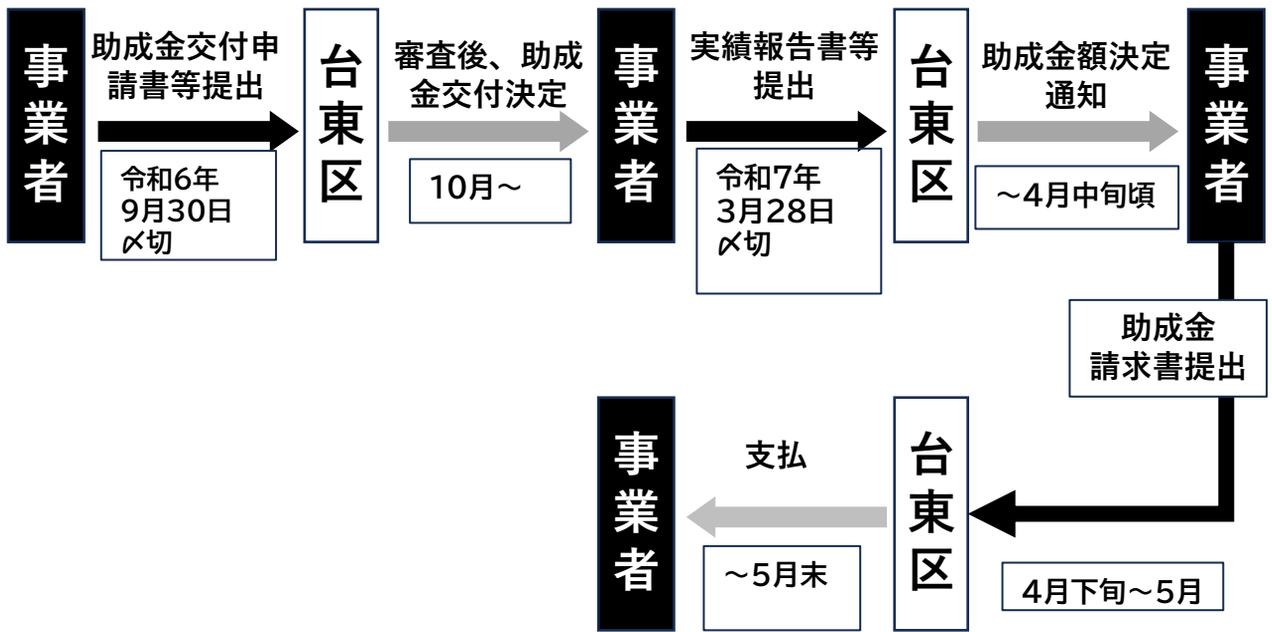
■ 助成金対象経費及び助成金額

区内において介護・障害福祉サービス等を提供する事業所に勤務する福祉人材採用活動に係る経費を対象とし、助成対象経費の実支出額と助成上限額とを比較していずれか低い額とします。

助成事業	助成対象経費	助成率	助成上限金額	備考
求人広告・求人サイトへの情報掲載	求人情報の掲載に要する経費(紹介料・成功報酬等を除く)	10/10	40万円	成果報酬型の求人広告は除く。
就職説明会等への出展	出展料及び出展時に必要な用品の購入費用・又はレンタル費用等	10/10	40万円	
採用方法の構築・改修	新規作成又は改修を業者に委託する費用	10/10	40万円	交付決定した翌年度及び翌々年度は申請不可
採用パンフレットの作成	作成(改訂を含む)費用及び増刷費用	10/10	40万円	同上

裏面に続く

■ スケジュール



■ 申込期間

令和6年7月1日(月)から令和6年9月30日(月)

※ただし、当年度の助成金の予算総額に達し次第、受付終了。

■ 申請方法

台東区介護・障害福祉サービス等人材採用活動経費助成事業助成金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えてご提出ください。

- ①採用活動計画書(第2号様式)
- ②採用活動に要する費用を証する書類の写し
- ③その他区長が必要と認める書類

問合せ・提出先

〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6
台東区役所 福祉部 介護保険課事業者担当

電話:03-5246-1243

Email:kaigo-j@city.taito.tokyo.jp